

＜在学採用（学部2年生以上）＞
日本学生支援機構貸与奨学金の申込手続きについて

◎日本学生支援機構貸与奨学金の新規応募を希望される方は以下の書類をよく読み、応募してください。すでに日本学生支援機構奨学金の貸与を受けており、継続のみを希望する場合は新規応募する必要はありません。

1. 日本学生支援機構貸与奨学金とは：「奨学金を希望する皆さんへ」P.4

2. 貸与奨学金の種類について：「奨学金を希望する皆さんへ」P.6

第一種奨学金…利息なし、第二種奨学金…利息あり

※入学時特別増額貸与奨学金は学部2年生以上の方は、申込不可となります。

3. 貸与奨学金の月額について：「奨学金を希望する皆さんへ」P.6

第一種・第二種、自宅通学・自宅外通学、入学年度によって金額が異なります。

詳細については、「奨学金を希望する皆さんへ」P.6～7で確認してください。また、給付奨学金の支給を受けている期間中は第一種奨学金の貸与月額が自動的に減額または増額されます（P.7参照）

4. 募集時期について：「奨学金を希望する皆さんへ」P.8

※原則4月の1回、10月～11月頃に二次募集を行うことがあります。二次募集があった場合はポータルサイトでお知らせします。

5. 貸与始期と貸与終期について：「奨学金を希望する皆さんへ」P.8

貸与始期：貸与が始まる時期（実際に振込が始まる時期ではありません）。実際の振込開始は、最短で6月予定。第一種奨学金は4月からのみ、第二種は4月～9月の間で本人が希望する月を応募時に選択可能（「奨学金を希望する皆さんへ」P.8参照）。

（例）貸与始期が4月で6月採用者→6月に4～6月分の奨学金が振り込まれる。

貸与終期：貸与が終了する時期。途中休学や停止がない場合は卒業予定期。留年等により学業成績の基準を満たさない場合は1年間の停止となり、貸与終期は1年延期となります。

（例1）1年間休学した場合→貸与終期が卒業予定期+1年間となる（貸与期間は4年間）

（例2）1年間停止となった場合→貸与終期が卒業予定期+1年間となる（貸与期間は4年間）

6. 貸与奨学金の申込資格について：「奨学金を希望する皆さんへ」P.9～10

奨学金を希望する皆さんへ」P.9①～④に該当する場合は、申込資格の有無を確認してください。

7. 採用となるための基準（学力基準）について：「奨学金を希望する皆さんへ」P.10 (1)①

(1) 「第一種奨学金のみ」または「併用貸与」を希望する場合の学力基準

① 通算 GPA 値が本人の属する学部・学年の上位 1/3 以内であること（下表を参照のこと）

※以下通算 GPA 値については、2021 年 3 月時点での目安となります。実際の選考に使用する通算 GPA 値については、変更となる可能性がありますので、ご注意ください。

※以下、通算 GPA 値基準表の学年は、2021 年 4 月時点の学年を参照してください。

<経済学部>

2年生	通算 GPA 値 2.965 以上
3年生	通算 GPA 値 2.873 以上
4年生	通算 GPA 値 2.773 以上

<理工学部>

2年生	通算 GPA 値 2.956 以上
3年生	通算 GPA 値 2.860 以上
4年生	通算 GPA 値 2.755 以上

<文学部>

2年生	通算 GPA 値 3.045 以上
3年生	通算 GPA 値 2.928 以上
4年生	通算 GPA 値 2.796 以上

<法学部>

2年生	通算 GPA 値 3.068 以上
3年生	通算 GPA 値 2.871 以上
4年生	通算 GPA 値 2.730 以上

<経営学部>

2年生	通算 GPA 値 3.200 以上
3年生	—
4年生	—

② 申込時点までに修得した単位数が申込時点までの標準修得単位数以上であること

※標準単位数：卒業所要単位数÷修行年限（4年）×在学年数（小数点以下切り上げ）

(2) 学力基準（通算 GPA 値・修得単位数）を満たさない者について

「第一種奨学金のみ」または「併用貸与」を希望する方で、「奨学金を希望するみなさんへ」10 ページ (1) 学力基準 ①第一種奨学金（併用貸与含む）・第二種奨学金学力基準<2017～2020 年度入学者（2 年生以上）>②に該当する場合は、学力基準を満たしていなくても第一種または併用貸与に採用されることがあります。生計維持者の収入状況を確認し、応募するようにしてください。

(3) 学力基準（修得単位数）「第二種奨学金のみ」希望する場合の学力基準

① 通算 GPA 値 1.3 以上（全学部・全学年共通）

② 申込時点までに修得した単位数が申込時点までの標準修得単位数以上であること

・標準単位数（小数点以下切り上げ）：卒業所要単位数÷修業年限（4年）×在学年数

・第二種奨学金の成績基準については、今後変更となることはありません。

※上記①②の基準を満たさなくとも、学修意欲があり、卒業できる見込みがある場合は採用となる可能性があります。

8. 採用となるための基準（家計基準）について：「奨学金を希望する皆さんへ」P. 11・12・32～35

※家計基準については、基本的にはマイナンバーの提出により日本学生支援機構が直接確認するため、証明書の提出は不要。

ただし、「奨学金を希望するみなさんへ」P. 33 に記載している状況に父母が該当する場合は、マイナンバーから正しい収入情報を確認できないことから、証明書の提出が必要となるため、必ず「奨学金を希望する皆さんへ」P. 33～35 を確認し、証明書を提出すること。

※家計基準の目安は、「奨学金を希望する皆さんへ」P. 11 の【年収・所得の上限額の目安】の表や「進学資金シミュレーター」にアクセスして確認してください。

9. 貸与奨学金の交付について：「奨学金を希望する皆さんへ」 P. 14

※指定できる振込口座は、本人名義の口座のみです。振込口座情報等のスカラネット入力に誤りがあった場合、初回振込が大幅に遅れることがありますので正確に入力してください。

10. 利率について（第二種奨学金のみ）：「奨学金を希望する皆さんへ」 P. 16～17 【8】 利率

利率の算定方法は、固定方式と見直し方式があります。詳しくは「奨学金を希望する皆さんへ」 P. 16～17 【8】 利率をご参照ください。

11. 返還方式について（第一種奨学金のみ）：「奨学金を希望する皆さんへ」 P. 18～19

申込時に「定額返還方式」か「所得連動返還方式」のどちらかを選択する必要があります。「定額返還方式」は、一定額を毎月返還します。一方「所得連動返還方式」は、卒業後の年収に応じて返還する月額が決まりますので、毎月の返還額や返還期間が変動します。なお、「所得連動返還方式」を選択した場合、必ず機関保証制度を選択することになります。詳しくは「奨学金を希望する皆さんへ」 P. 18～19 をご参照ください。

12. 保証制度について：「奨学金を希望する皆さんへ」 P. 22～26

申込時に「人的保証」にするか「機関保証」にするかを選択することになります（「奨学金を希望する皆さんへ」 P. 22～25）。

- ① 「機関保証」は、保証機関に保証を依頼し、連帯保証を受ける制度です（「奨学金を希望する皆さんへ」 P. 22 【12】 保証制度（ア）ご参照）。毎月保証料を保証機関に払わなくてはならないため、毎月の月額から保証料が差し引かれて振り込まれることになります。保証料の金額の目安については、「奨学金を希望する皆さんへ」 P. 53～55 を参照してください。なお、一度機関保証を選択すると人的保証に変更することはできませんので、ご家族とよく相談して決めるようにしてください。
- ② 人的保証は、連帯保証人及び保証人として日本学生支援機構が定める条件を満たす人に奨学金の返還について連帯保証人及び保証人を引き受けてもらう制度です（「奨学金を希望する皆さんへ」 P. 24（イ）ご参照）。連帯保証人と保証人の選定条件がありますので、「奨学金を希望する皆さんへ」 P. 24～26 をよく読んで条件にあった人を選んでください。また、採用になった際の手続きでは連帯保証人と保証人の誓約書類への署名と実印での押印、印鑑登録証明書、（連帯保証人のみ）収入証明書が必要になりますので、事前に承諾を得ておくようにしてください。

13. 提出書類について：下記＜提出書類一覧＞①～④を提出する

＜提出書類一覧＞

① 【全員提出】スカラネット入力下書き用紙【貸与奨学金のみ申込み用】

注意事項をよく読み、鉛筆で記入してコピーを取り、本書とコピーの両方を提出してください。

※貸与奨学金のみ希望する場合に使用してください。給付奨学金との併用の場合は「スカラネット入力下書き用紙【給付奨学金（貸与併用申込み）用】」を使用してください。

② 【全員提出】確認書兼個人信用情報の取り扱いに関する同意書

提出用 に必要事項を記入し、本人控としてコピーを取ったうえで原本を郵送してください。

③ 【該当者のみ】生計維持者（父母）の収入に関する書類

生計維持者（父母）の収入はマイナンバーの提出により、2019年分の収入状況を日本学生支援機構が直接確認することになるため、書類の提出は不要です。

ただし、「奨学金を希望する皆さんへ」P. 32～35を参照し、生計維持者について該当する項目がある場合は、必要な書類を提出してください。特に、生計維持者（父母ともに）が2019年1月2日以降に就職・転職・開業した場合は証明書類の提出が必要となりますので、生計維持者の就業時期をよく確認しておいてください。

④ 【該当者のみ】特別控除に関する書類

「奨学金を希望する皆さんへ」P. 39を参照し、該当する項目がある場合は、必要な証明書のコピーを提出してください。

※母子又は父子家庭の方は、戸籍謄本などの証明書の提出は不要ですので、スカラネット入力下書き用紙 P14. K-特記情報の2で「はい」を選択し、L-家庭事情情報欄に母子又は父子家庭であることも記載してください。

14. 応募から採用決定までの流れについて

(1) 奨学金の申請に必要な書類を揃えて、下記のとおり提出してください。

【提出方法】郵送のみ

※必ず送達記録のつく方法（簡易書留、特定記録など）で送付してください。また、提出期限は**必着**です。

【郵送先】 〒180-8633 東京都武蔵野市吉祥寺北町 3-3-1
成蹊大学 学生部 貸与奨学金新規応募担当宛

【提出期限】4月11日（日）<必着>

(2) 提出書類のチェックが完了後、書類不備等がなかった場合は、スカラネット入力用のユーザID・パスワード、マイナンバー提出書のセットが大学で登録している保証人住所宛に郵送される。

(3) パソコンまたはスマートフォンからスカラネット入力をする。

※スカラネット入力用のユーザID・パスワードとマイナンバー提出書に記載された申込ID・パスワードを使用して入力し、入力後に表示される受付番号をスカラネット入力準備用紙・マイナンバー提出書に記入してください。

【入力期限：返送書類に記載しています】<厳守>

(4) スカラネット入力後に表示された受付番号を記入したマイナンバー提出書と番号確認書類・身元確認書類を専用封筒に入れて、簡易書留で郵送（提出）する。

※郵送（提出）先は大学ではありません。マイナンバー提出書類の不備や提出期限を過ぎた場合、採用が遅れることがありますので、よくご確認の上、提出期限内に郵送してください。

【提出期限：返送書類に記載しています】<必着>

- (5) ポータルサイトで採用候補者が発表され、初回の奨学金が支給される。【6月初旬頃】
- (6) 採用候補者となった方は、学生部から採用関係書類を郵送で受け取る。【6月下旬頃】
- (7) 「返還誓約書」等の提出書類を学生部に提出する。

15. 注意事項

- ◎提出・入力期限は、厳守です。期限に遅れた場合は、推薦できませんので注意してください。
- ◎書類の提出後には、内容確認のためこちらから電話連絡をすることがあります。大学からの着信と思われる電話（0422-37-〇〇〇〇）には必ず出るようにしてください。また、着信があった場合は必ず折り返し電話をしてください。書類に不備がなければスカラネット入力用のユーザ ID・パスワード、マイナンバー提出書のセットが郵送されますので、その後の手続きを進めてください。奨学金申請書類を提出したにもかかわらず2週間経っても上記のセットが届かなかった場合は以下お問合せ先までご連絡ください。
- ◎奨学金の採否や手続き、募集情報、お知らせなどはポータルサイトを通じて対象となる方にお知らせしています。日々チェックする習慣をつけましょう。

<お問い合わせ先>

成蹊大学 学生部

〒180-8633 東京都武蔵野市吉祥寺北町 3-3-1

TEL : 0422-37-3539

Email:gakuse@jim.seikei.ac.jp